

第 1712 回（4 月 15 日）

OECD における

農村アメニティに関する研究

吉永健治・合田素行・吉田謙太郎

OECD 農村地域開発グループは 1992 年以降農村アメニティに関する研究を進めている。本研究においては、農村アメニティに関する理論的な研究と政策議論の 2 本立のアプローチがとられている。前者については、1994 年までにその枠組みの検討を終了し、現在、加盟国におけるケーススタディを基礎とした政策に関する議論を開始したところである。我が国は、農総研を中心として、このケーススタディに参加している。また、同グループは本年 9 月に日本政府の招待により農村アメニティに関するワークショップを日本で開催する予定である。以下に、OECD における農村アメニティ研究の概要と我が国におけるケーススタディについて簡単に紹介する。

一般に、農村アメニティの定義は広義に捉えられる。“文化”の定義が人々によって捉え方が異なるのに似ている。OECD は農村地域が有する自然や野生動物、文化、伝統、風景、個人の技術などの希少な資源が社会や個人に何らかの効用（価値）をもたらしている場合、それらを農村アメニティ（Rural Amenity）の供給源として捉える。多くの農村アメニティは公共財としての特質、すなわち、非排除性と非競合性を有し外部性が強い。また、アメニティ特有の性質として、非生産性、非可逆性、非貿易性、および高い所得弾力性を有している。もちろん、アメニティの中には庭園や歴史的記念物などのように入場料を課すことによって市場を形成することができるものも多い。

OECD は前者の公共財的特質の強いアメニティに着目する。これらのアメニティは、例えば、農村風景のように供給者としての農民と需要者としての都市住民といったように

需給関係が成立するが、それぞれの対象者が不特定多数のために市場は成立することがない。このため、供給者側にはアメニティを供給するインセンティブが働かず、一方、需要者側はそうしたアメニティに対して支払意志（Willingness to Pay）が働くことなく“ただ乗り（Free-rider）”しがちである。OECD は、この農村アメニティの需給関係に対して適切な規制や経済的手段によるアメニティ政策を適用することにより需要者側から供給者に対する資金の流れを形成する必要があるとする。こうしたコンテキストの中から、受益者支払原則（Beneficiaries Pay Principle）あるいは供給者利得原則（Providers Get Principle）といった概念が提案されている。

上述のケーススタディに対して、農総研は、①明日香村における歴史的風土、②湯布院町における農村風景、および③紀和町、輪島市などにおける棚田を事例として日本における農村アメニティとそれらに係わる政策について貢献することとしている。これらの事例においても明らかなように、アメニティの質の水準の維持あるいはそのための政策議論は基本的には土地利用の問題として捉えることができる。①においては土地利用規制や公的機関による土地買い上げ制度によって、また、③についてはほ場整備や転作政策によってアメニティの質、量あるいは水準が変化していることがわかる。このように、アメニティの政策議論にあつて最も重要なことは同時に最も困難であるがアメニティの水準をどのレベル（Reference level）に設定するのか、また誰がその決定を行うのかということである。言い換えれば、アメニティに関する政策議論は、経済、社会、あるいは技術面の制度的な変化が進む中で社会が望む水準に農村アメニティの質と量をいかに決定するかという問題であると言える。